

東住吉区 空き家活性化サポーター 認定基準

平成 29 年 9 月 25 日

区内外の不動産関連事業者が、空き家活性化サポーターに期待される役割を発揮いただくために、次の通り認定基準を定めます。

1. 初めて空き家活性化サポーターになる場合

空き家問題に関する問題意識を共有いただくために、下記の要件を全て備えた場合に、空き家活性化サポーターとして認定します。ただし、事務局がサポーター認定する上で支障があると判断した場合は、認定しない場合があります。

- (1) 登録用紙に必要事項が全て記入されており、記入事項に虚偽や誤りがないこと。
 - (2) 東住吉区内および区外近隣エリアに位置する宅地建物取引業⁽¹⁾、建築士事務所⁽²⁾、建設業⁽³⁾等の不動産関連事業者であり、東住吉区内の空き家対策に取り組む意欲があること。
 - (3) 実務を担当している社員(経営者自身を含む)が、下記のいずれかの内容を含む、区が主催する勉強会に参加していること(勉強会途中に、30 分以上席を離れていた場合は、「参加していた」とは認めません)
- 空き家問題の現状と課題
長期空き家物件の活性化策(補助制度の紹介など)
流通していない空き家物件の活性化のための取り組み
- (4) 区内の空き家リノベーションの事例共有のために開催される「まちあるきイベント」に参加すること。
 - (5) 大阪市暴力団排除条例第 2 条の規定するものではないこと。
 - (6) 過去 5 年以内に、宅地建物取引業法、建築士法もしくは建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。

1 宅地建物取引業法第 3 条に基づく免許を受けている者。

2 建築士法第 23 条に基づく建築士事務所登録を受けている者。

3 建設業法第 3 条に基づく建設業許可を受けている者。

2. 空き家活性化サポーターの認定を更新する場合

下記の要件を全て備えた場合に、空き家活性化サポーターの認定を更新します。ただし、事務局がサポーターの認定を更新するのに支障があると判断した場合は、認定しない場合があります。

- (1) 登録事項に虚偽や誤りがなく、変更があった場合は速やかに変更手続きがなされていること。
- (2) 「1. 初めて空き家活性化サポーターになる場合」の(2)～(6)に該当すること。

当該基準は、平成 29 年 9 月 25 日現在のものであり、当制度の効果的な運用を図るために、事前の通告なしに変更する場合があります。